佐用町平福地区景観形成重点区域自己評価書（重点区域全域）

**重点区域内全ての建築物等を対象とする**

**評価書です。**

(1)区域の目標

「佐用町平福地区景観形成地区景観形成基準」で定める町家修景指針を基調とした意匠とし、

伝統的な意匠を保存する。

(2)項目別基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 基準 | ﾁｪｯｸ欄 | 景観への配慮事項 |
| 建　　築　　物 | 壁面の  位置 | 通りに面する壁面の位置は、隣接する建物の壁面に揃える。 |  |  |
| 高さ | 階数は２階以下とする。 |  |  |
| 屋根  ・庇 | 和瓦葺きで切妻平入りとし、屋根勾配を伝統的な周辺の建物に合わせる。 |  |  |
| １階には軒の出が十分な下屋又は庇を設ける。下屋又は庇は、和瓦葺きとし、軒先の位置と勾配を伝統的な周囲の建物に合わせる。 |  |
| 外壁 | １階腰部分は板張りとし、上部は漆喰塗りとする。 |  |  |
| 通りから妻壁が見える場合は、焼き板張り、漆喰塗りとする。 |  |
| ただし現況が土壁の部分はその仕上げを優先する。 |  |
| 建具 | 建具は木製とする。 |  |  |
| 外構 | 門、塀を設置する場合は、外壁に準じた材料、色彩とする。 |  |  |
| 建築  設備等 | 空調機は景観展望地点から見えない位置に設置する。 |  |  |
| 屋上設備は設置しない｡やむを得ず設置する場合は､景観展望地点から見えない位置に設置する｡ |  |
| 掲出物 | できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩に配慮する。 |  |  |
| 工作物 | | 突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。 |  |  |
| 基調となる色彩は、「佐用町平福地区景観形成基準における指定地区全域」の「屋根」の基準に準ずる。  ・全色相、明度6以下、彩度0.5以下  ・無彩色は明度6以下 |  |

佐用町平福地区景観形成重点区域自己評価書（景観展望地点から見える建築物等）

**「景観展望地点から見える建築物等」の建築物等を対象とする評価書ですが、「重点区域全域」の評価書もあわせて添付してください。**

**評価書です。**

(1)区域の目標

佐用川の水面に映る川座敷と土蔵群の景観を維持する。

(2)項目別基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 基準 | ﾁｪｯｸ欄 | 景観への配慮事項 |
| 建　　築　　物 | 壁面の  位置 | 佐用川に面する壁面の位置は、石垣及び隣接する建物の壁面に揃える。 |  |  |
| 門、塀の設置等の方法により、町並みの連続性を損なわないようにする。 |  |
| 外壁 | 土壁、板張り、漆喰塗りとする。 |  |  |
| 外構 | 野面積みの石垣が残る箇所はその保存及び維持管理を行う。 |  |  |

佐用町平福地区景観形成重点区域自己評価書（自動販売機）

(1)区域の目標

伝統的な意匠を保存する。

(2)項目別基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | ﾁｪｯｸ欄 | 景観への配慮事項 |
| 位置 | できるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面から突出しない位置とする。 |  |  |
| 意匠 | 企業名、商品名等広告を控え、周辺景観との調和を図る。 |  |  |
| 色彩 | 建築物に附帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とする。 |  |  |
| その他 | 周辺景観との調和に配慮した意匠、材料、色彩の囲いや覆いを設けるなど修景を図る。 |  |  |